

体文協労組 みんなの速報

全北海道体育文化協会労働組合（組合員のための情報誌です）

2010年9月14日発 第3号 発行責任者 鈴木悟郎 011-210-0505 Fax011-210-0606

「道体育文化協会（佐々木亮子理事長）」 不当な降格人事を強行発令！

体文協労組は北海道労働委員会へ 不当労働行為救済申立を申請！ （平成22年度道委不第19号事件）

財団法人北海道体育文化協会（以下、「法人」という）は、団体交渉における組合からの中止要請も聞き入れず、就業規則に定めがなく、社会通念上合理的と判断されない理由をもって、9月1日付職位降格人事の発令を強行しました。体文協労組（以下、「組合」という）は、9月13日付で北海道労働委員会へ不当労働行為救済申立を申請しました。（平成22年度道委不第19号事件）今後は労働委員会における審査・調査・審問が行われ、法人の不当労働行為が明らかにされていきます。

【体文協労組結成経過】

4月27日、聞き取り調査として梶原専務及び水上理事は高圧的な態度で鈴木・菅に長時間質問を繰り返し、また素行調査を実施しているとの情報も確認されました。かかる調査は、鈴木・菅の処分を目的とした行為で、札幌東労働基準監督署への残業手当不支給の是正申立への意趣返し之感も強く、公的立場の強い事業所としては恥ずべき行為であると考えました。

そして、この考えはぜひとも是正すべきであり、また体文協内に現在放置されている梶原専務及び水上理事による強権的かつ恣意的人事管理を是正して、速やかに健全な事業体を形成することが重要であると考え、体文協労組を2010年5月1日に結成しました。

【法人の意図的な不当労働行為】

これまで4回開催された団体交渉において、組合は「降格人事は通常懲戒規定または評価規定に該当する事項があり、その事項を原因として降格する規定が設定されているのが社会常識であるとし、理事長の人事権とはいえ、社会常識を逸脱することは合理的ではない」と主張してきました。

しかし法人は「根拠となる規定や就業規則に定めもないが、人事全ては理事長の裁量権の範囲内であり、理事長の意思が全てに優る」と主張し、組合の指摘に対して十分な説明もできないことを考え方の相違であるとの理論にすり替え、自らの不合理な主張を繰り返すばかりです。

また、法人は、鈴木・菅の降格理由を13項目、菅の降格理由を6項目列挙しています。この理由は本来、法人が事実を現任した時点で本人へ確認し懲戒規定に付すべき内容です。しかしながら、法人は全ての項目に対して事実を現任したかどうか不明であり、情報の大半は伝聞です。また本人に対しても事実確認をしておらず、注意・指導・懲戒の手続きも行っておりません。

したがって、組合の指摘は社会通念上誰でも理解しうる内容であり、当然法人担当者にも十分理解できるものと判断されます。こうした組合の指摘を無視して降格人事を強行に発令する行為は、まさに不当労働行為であり、許されるものではありません。

健全な労使関係の構築を！